防炎防火対象物・防炎物品の運用基準及び指導指針

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

施行　令和８年３月２日

改正　令和８年10月23日

防炎防火対象物及び防炎物品の取扱いは、次によること。

第１　防炎防火対象物

防炎性能を有する防炎対象物品を使用しなければならない防火対象物は次による。

１　消防法（以下「法」という。）により指定される対象物（法第８条の３）

高層建築物、地下街

２　消防法施行令（以下「令」という。）により指定される対象物（令第４条の３）

令別表第１⑴項～⑷項、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⑿項ロ及び(16の3)項並びに⑯項に掲げる防火対象物で前記のいずれかに該当する用途に供される部分

３　消防法施行規則（以下「規則」という。）により指定されるもの（規則第４条の３）

工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの

⑴　建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供されるもの及びこれに附属するものを除く。）

⑵　プラットホームの上屋

⑶　貯蔵槽（工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等）

⑷　化学工業製品製造装置

⑸　上記⑵に掲げるものに類する工作物

４　防炎規制を受ける防火対象物の部分

法第８条の３及び令第４条の３で防炎規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

⑴　防炎防火対象物の屋上部分及び防炎防火対象物のポーチ、バルコニー、観覧席、通路等の外気に開放された部分（屋内的用途が存する部分に限る。）

⑵　防炎規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防炎防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

５　防炎規制を受けない防火対象物の部分

⑴　高層建築物で、その一部が高さ31m以下にあり、令第８条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防炎防火対象物の用途以外の部分

⑵　高層建築物の住戸部分

第２　防炎対象物品

１　法第８条の３第１項及び令第４条の３第３項に定めるほか、防炎対象物品は次による。なお、商品、美術工芸品的なもの、手工芸品的なもの、臨時的なもの及び火災予防上支障のないものは除く。

防炎対象物品		防炎対象物品に含むもの	防炎対象物品に含まないもの
カーテン等	カーテン	・布製のアコーディオンドア・衝立て ・室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの	・壁の張りつけ、壁の仕上げ材料になるカーテン ・広告幕 ・大漁旗 ・布製及び紙製以外のブラインド ・すだれ、たてす ・タペストリー ・商品の陳列棚として使用する合板、壁の一部となっている合板及び黒板に使用される合板（ベニアも同様の扱いとする。）
	布製のブラインド	布製ののれん、装飾幕、紅白幕、目かくし等で、下げ丈がおおむね１ｍ以上のもの	
	どん帳、暗幕、舞台で使用する幕	舞台において使用する映写用スクリーン	
	大道具の合板、展示用合板	展示会場で用いられる合板・ベニアで、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの	
	工事用シート	工事用シート	
じゅうたん等	じゅうたん	織りカーペット（だん通を除く。）をいう。	・大きさがおおむね２㎡以下のじゅうたん等（複数を継ぎ合わせ又は敷き詰めて使用するものは、その継ぎ合わせ又は敷き詰めた状態の大きさとする。） ・電気カーペット ・こたつ用敷カーペット ・接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂床シート及びプラスチックタイル ・畳 ・じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等 ・屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等 ・毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの
	毛せん	フェルトカーペットをいう。	
	タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラック、接着カーペット及びニードルパンチカーペット	接着カーペットとは、フロック・カーペット及びコード・カーペットをいう。	
	ござ	いぐさ・ポリプロピレン・竹等が使用されるもの	
	人工芝	屋上に敷かれた人工芝	
	合成樹脂製床シート	クッションフロア	
	床敷物	・玄関マット ・ジョイントマット	

		・体育館等で使用するシート（フロアシート）	

2　次のものは、防炎性能を有している防炎物品として取り扱うものであること。

建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第１条第５号に規定する準不燃材料及び建基令第１条第６号に規定する難燃材料に該当する合板

⑴　法第８条の３第３項及び規則第４条の４第８項に基づき、消防庁長官が指定した表示（以下「指定表示」という。合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される難燃処理又は防炎処理を施した旨の表示）が付されている合板

⑵　指定表示（日本産業規格 L4404・L4405・L4406・A5705 に適合するものに付される難燃表示）が付されているじゅうたん等

⑶　法第８条の３第５項及び規則第４条の４第９項に基づき、処理又は作製した物品に、次に掲げる事項を明らかにしたもの

ア　「防炎処理品」又は「防炎作製品」の文字

イ　処理をし、又は作製した者の氏名又は名称

ウ　処理をし、又は作製した年月

第３　防炎表示

規則第４条の４第１項第２号に定める防炎ラベルについては、次によること。

1　室内に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防炎ラベルを付す場合で、１室に２種類以上のじゅうたん等が敷き詰められた場合の表示は、じゅうたん等の種類ごととすること。

2　廊下に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防炎ラベルを付す場合は、じゅうたん等が連続している範囲に１個以上の防炎ラベルを付すこと。

3　階段に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防炎ラベルを付す場合は、各階の階段踊場に１個以上の防炎ラベルを付すこと。

4　経年等により防炎表示が認識できない場合については、原則、当該表示は必要であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　指定表示が付されているもの

⑵　防炎表示が認識できない防炎対象物品が、当該防炎防火対象物内にある防炎対象物品と同一の製品であると判断できる場合

⑶　防炎性能試験番号登録済通知書等の記録で防炎物品と判断できる場合